

==== 公布された規則のあらまし ====

◇薬事法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

薬事法及び薬事法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 薬事法施行細則の一部改正

- ア 薬事法及び薬事法施行規則の改正に伴い、根拠条項を改める。
- イ 医療用具の販売業又は賃貸業の届出をした者に対する届出済証の交付事務を廃止する。
- ウ 書類の提出部数及び経由に関する規定について、手続の実態に則した内容に改める。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 次の表の左欄に掲げる事項についての事務処理権限の区分を、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	決裁権者
薬局開設者による薬局に関する情報の報告の方法等の決定	部長委任決裁
薬局開設者による薬局に関する情報の報告（変更の報告を含む。）の受理	保健所長委任決裁
市町村等への薬局に関する情報の提供の請求	保健所長委任決裁
薬局に関する情報の公表	保健所長委任決裁
薬局開設者に対する薬局に関する情報の是正命令等	保健所長委任決裁
配置販売取扱品目等の変更又は追加の申請の受理	
ア 県外の配置販売業に係るもの	課長専決
イ ア以外のもの	保健所長委任決裁
配置販売取扱品目変更指定書等の交付	
ア 県外の配置販売業に係るもの	課長専決
イ ア以外のもの	保健所長委任決裁

- イ 薬事法の改正に伴い、根拠条項を改める。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。